

# ■ 会員資格規程

## 第1章 目的

第1条 本規程は本会議所会員の資格及び入会希望者の取り扱いに関する事項を規定したものである。

## 第2章 入会

第2条 入会を希望する者は、正会員2名の推薦を受け、所定の入会申込書を提出しなければならない。  
なお、入会資格要件として委員会への積極参加及び、1回以上の総会、例会、その他事業のいずれかに出席し、会員資質の向上に努めるものとする。

第3条 理事長は、入会資格調査を会員拡大特別理事に委託する。

とあるを

第3条 理事長は、入会資格調査を未来拡大委員会に委託する。

と変更する。

第4条 拡大・広報委員会は、推薦者並びに入会希望者に面接するとともに入会資格の適否を審査し、その結果を理事会に答申する。

とあるを

第4条 未来拡大委員会は、推薦者並びに入会希望者に面接するとともに入会資格の適否を審査し、その結果を理事会に答申する。

と変更する。

第5条 理事会は答申に基づき審査し、入会の適否を決定する。

第6条 入会を承認された者は、正会員として当該年度中に入会金及び年会費を支払うものとする。

第7条 定款第8条に定める入会金ならびに年会費は下記の通りとする。

入会金 正会員 金 10,000円

2. 中途入会者の年会費は、次の通りとする。

正 会 員 金 20,000 円

但し卒業年度に入会する中途入会者は第 9 条に定める正会員の金額を支払うものとする。

### 第 3 章 会費の納入

第 8 条 定款第 8 条に定める年会費は、毎年 1 月 31 日迄に納入しなければならない。但し、正会員会費は 1 月 31 日と 5 月 31 日迄の 2 期に分納することができる

第 9 条 定款第 8 条に定める年会費は、下記の通りとする。(性別は戸籍謄本に準ずる。)

正会員 (男性)	金 100,000 円
正会員 (女性)	金 60,000 円
特別会員	金 12,000 円
賛助会員	金 12,000 円 (一口)

### 第 4 章 会員の退会及び除名及び喪失

第 10 条 理事長は退会届を受理した後、速やかに理事会に報告するものとする。

第 11 条 定款第 12 条に定める行為があった時は、会員拡大特別理事実情を調査して理事会に報告する。

とあるを

第 11 条 定款第 12 条に定める行為があった時は、未来拡大委員会が実情を調査して理事会に報告する。

と変更する。

第 12 条 年会費を所定の納期迄に納入しない会員に対しては、会計を担当する理事は勧告を行い理事会に報告しなければならない。

### 第 5 章 休会

第 13 条 やむを得ない事由により長期間出席できない会員は、理事会の承認を得て休会することができる。但し、納入済みの年会費は、これを返金しない。

2. 休会を希望する正会員は休会する期間を記載した休会届を理事長に提出しなければならない。

3. 休会中の正会員は一切の議決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。

4. 休会中の正会員は、第 2 項の規程により届け出た期間の満了前に会員として復帰しようとするときは、理事長に復帰届を提出しなければならない。

5. 休会中の正会員は、第 2 項の規程により届け出た期間の延長を希望する場合には、理事長に休会期間延長届を提出しなければならない。

## 第 6 章 特別会員

第 14 条 定款第 6 条第 2 項の有資格者で特別会員を希望する者は、特別会員年会費を納入したのち特別会員となることができる。

第 15 条 特別会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。但し、被選挙権を有しない。

## 第 7 章 賛助会員

第 16 条 本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人及び団体は理事会の承認により賛助会員として入会することができる。会員資格は、当該年度限りとする。

第 17 条 賛助会員を希望する者は、所定の申込書を理事会に提出する。但し、賛助会員会費を納めた者は申込書を省略できる。

第 18 条 賛助会員は、本会議所のあらゆる会合に参加出来る。但し、一切の議決権及び被選挙権並びに選挙権を有しない。

## 第 8 章 直前理事長

第 19 条 定款 31 条に定める直前理事長は、青年会議所の活動に対して適切な助言を与える者で、任期は当該年度とする。

## 第 9 章 顧問

第 20 条 定款第 32 条に定める顧問は、青年会議所の活動に対して適切な助言を与える者で、任期は当該年度とする。但し、再任は妨げない。

## 第 10 章 細則

第 21 条 本規程の施行に関する細則は、理事会の決議を以て定める。

## 附則

本改正規程は、令和 06 年 01 月 01 日より施行する。

平成 26 年 04 月 11 日制定  
平成 29 年 01 月 01 日改正  
平成 30 年 09 月 13 日改正  
平成 31 年 01 月 01 日改正  
令和 02 年 01 月 01 日改正  
令和 03 年 01 月 01 日改正  
令和 04 年 01 月 01 日改正  
令和 05 年 01 月 01 日改正  
令和 06 年 01 月 01 日改正